

# 医療用ウィッグ 購入費助成事業のご案内



登米市

## 医療用ウィッグとは

抗がん剤治療などによる脱毛でお悩みの方が、一時的に使用するウィッグのことです。がんに罹患した方の外見（アピランス）へのお悩みに対し精神的なケアや生活の質を高める役割があります。



## 医療用ウィッグ購入費助成事業とは

がん治療に伴う外見の変化などによる精神的負担を軽減し、療養生活の質の向上と社会復帰の支援を図るため、医療用ウィッグを購入した方に、購入費の助成をするものです。

## 助成の対象となる方

以下の全ての項目を満たす方が対象となります。

- 1) 申請日において登米市内に住所がある方
  - 2) がんと診断され、医療機関においてその治療を受けた方、または受けている方
  - 3) がん治療に伴う脱毛により、就労や社会参加等と治療の両立に支障がある方または支障が出るおそれのある方
  - 4) 市町村民税の所得割額（住民票上の世帯の構成員のうち収入がある方の所得割課税年額の合算額をいう。）が304,200円未満の世帯の方
  - 5) 過去に他の都道府県または市町村において医療用ウィッグの購入に対する助成等を受けていない方
  - 6) 市税の滞納がない方
- ※年齢、性別に制限はありません

## 助成対象となるウィッグの種類

申請年度内に購入した、全頭用のウィッグに限ります。  
毛髪付き帽子や部分用ウィッグ、ケア用品等は対象外です。

## 助成対象経費・助成金額

### 助成対象経費

申請する年度内に購入した医療用ウィッグ本体の購入経費  
（ただし、助成対象者1人あたり医療用ウィッグ1台）

### 助成金額

助成対象経費の全額とし、3万円を上限とします  
（千円未満の端数は切り捨て）



## 申請に必要な書類

- 1) 登米市医療用ウィッグ購入費助成金交付申請書
- 2) ウィッグ購入にかかる領収書の写し（明細のわかるもの）  
\*申請者の氏名が記載されているもの。領収書のみで明細が分からない場合、レシートや内訳書なども必要となります。
- 3) がん治療受診証明書またはがん治療を受けている（受けていた）ことがわかる書類
- 4) 振込み先が確認できる通帳等（申請者本人のものに限ります）

※上記のほか、必要な書類の提出をお願いする場合があります。

※本年1月1日時点で登米市に住所を有していなかった方については、課税状況等を確認できませんので、前住所地から課税証明書等を取付いただく必要があります。

※対象となる方が未成年の場合には、保護者が申請者となります。

※交付申請書、がん治療受診証明書は登米市ホームページからダウンロード できます。



## 申請の流れ

①申請書類を用意し、市民生活部健康推進課へ提出ください。



②受理・審査



約1週間後

③交付（不交付）決定通知書を郵送します。



1～2週間後

④（交付が決定した場合）申請口座へ助成金を交付します。

※期間は目安です。不足書類があった場合等には交付がこれより遅れることがあります。

## 助成に関するお問い合わせ・申請書提出先



登米市市民生活部健康推進課

TEL 0220-58-2116

E-メール [kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp](mailto:kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp)

〒987-0446 登米市南方町新高石浦130  
（登米市役所南方庁舎）

## がんに関するご相談は・・・

県内のがん診療連携拠点病院に開設されている各「がん相談支援センター」または宮城県対がん協会内に開設されている「宮城県がん総合支援センター（022-263-1560）」へご相談ください。

## 助成に関するQ & A



日本毛髪工業協同組合の加盟組合員となっている業者以外のウィッグは対象外ですか。

補助対象となる業者については特に指定しておりません。

医療用ウィッグのJIS規格（JIS9623）適合品以外のウィッグは対象外ですか。

JIS規格適合品以外でも補助対象となります。

以前購入したウィッグはさかのぼって補助対象になりますか。

平成30年3月31日以前に購入したウィッグは補助対象外です。また、購入した年度を越えての申請はできません。

ウィッグのレンタル費用は補助対象になりますか。

対象外です。購入経費のみ対象としています。

通信販売で購入した場合など、送料や手数料は対象になりますか。

なりません。ウィッグ本体の購入価格が対象です。（消費税は対象となります）

1度がんの治療を受けてウィッグを購入し補助を受けたが、再発した際、改めて購入した場合は対象となりますか。

一度補助を受けていれば、対象外となります。また、補助を受けたのがほかの自治体でも同様です。

がん治療受診証明書以外に、治療を行っていることを確認する書類はどのようなものですか。

お薬手帳や診療明細書、治療方針計画書などが考えられます。

### 治療と仕事の両立支援

～治療を受けながら働き続けることを不安に思っている方へ～

あなたと会社との間の調整を、医療機関(主治医)と連携して支援します。

相談・支援内容などについては、お気軽にお問い合わせください。

○宮城県産業保健総合支援センター（平日8：30～17：15）

TEL：022-267-4229

○両立支援相談窓口（東北労災病院 地域医療連携センター内）

TEL:022-275-1111（代表）

